

輸出国事前調査について

(ドイツ連邦共和国)

1. 調査期間等

(1) 時期: 2012 年9月

(2) 内容: ドイツにおける食品安全管理体制の制度調査

(3) 対象: 連邦食糧・農業・消費者保護省、連邦消費者保護・食品安全庁、ノルトライン＝ヴェストファーレン州気候保護・環境・事前保護・消費者保護省

2. 調査結果(概要)

(1) ドイツ政府の組織構造及び所掌業務

ドイツは 16 州からなる連邦共和国である。食品や飼料、動物衛生、動物福祉及び植物の健康の安全性の分野では、連邦政府レベルでは政策について、各州レベルについては実務に関して責任があると、1949 年に制定されたドイツ連邦共和国基本法で定めている。

国レベルでの食品衛生に関する業務を行っているのは BMELV、BfR、BVL の3 機関である。

① 連邦食糧・農業・消費者保護省 (BMELV)

食料・農業・消費者保護の主な目的は、バランスの取れた、健康的な食事のための安全な食品を提供する生活物資が安全であることが確認できるよう、消費者の権利の発展を支援し、農業等関連事業の発展を助けることである。そこで BMELV は食品、飼料、動物衛生、動物福祉及び植物の健康の分野を担っている。

ドイツでは、根本的には EU 規則に従い統制を図っている。BMELV は、16 の自治州が同等の監視管理が行えるように、ドイツ国内法を制定し EU 規則を補足することで、施行規制を統制している。

また、EU 規則やドイツ国内法を各州がそれぞれ遵守しているのか確認することが役割である。そして、欧州委員会 (EFSA) との連携を図っている。

② 連邦消費者保護・食品安全庁 (BVL)

連邦消費者保護・食品安全庁 (BVL) は、EU 法の下、高い水準を持つ、連邦政府の研究機関として設立された。食料、農業及び食品安全、獣医情勢や消費者保護の分野における消費者保護の連邦省と連携して、連邦環境省の自然保護地域における原子力安全との食品の安全性、データと必要な関連サポート提供などを行っている。また、それぞれのリスク管理を行っている。

③ 連邦リスク評価研究所(BfR)

連邦リスク評価機関は BMELV の管轄内に創設された機関である。ドイツの食品安全に関するリスク評価は BfR が責任を持ち、それを受けての基準の制定等のリスク管理は BMELV が責任をもつ。

BfR の具体的な役割は、食品、飼料、製品の安全性について報告し、政府や民間企業に指針を提供することである。ドイツの政府の科学当局であるが、独立した機関である。独自の内部研究を行うこともある。

(2)ドイツの食品衛生関連法規

① EU 法(EU 共通)

② 食品・日用品・飼料法典(Lebensmittel-und Futtermittelgesetzbuch)

食品、飼料、化粧品及び日用品に関し、人間の健康への危害の予防もしくは防御により消費者の保護を保障する法律。

③ 一般的な食品衛生法に基づく業務への条例(Verordnung zur Durchführung von Vorschriften des gemeinschaftlichen Lebensmittelhygienerechts)

④ 共同体食品衛生施行令(Bekanntmachung der Begründung der Verordnung zur Durchführung von Vorschriften des gemeinschaftlichen Lebensmittelhygienerechts)

EU規則をドイツ国内法として、食品衛生法上の適用するための法令。これによって、食品事業者はHACCPの基本に則った自己管理を義務付けられている。

⑤ 食品衛生令(Lebensmittelhygiene-Verordnung)

食品の生産、加工、販売時の衛生の要件に関する規制。

⑥ 動物食品衛生規則(Tierische Lebensmittel-Hygieneverordnung)

動物由来の特定の製品の生産、加工、販売時の衛生の要件に関する規制。

⑦ 動物性食品監視規則(Tierische Lebensmittel- Überwachungs verordnung)

動物由来の食品の取扱い、販売製造業の監督の特定の問題に対処するための規制。

⑧ 食品規制と規制人獣共通感染症とその薬の監視(Verordnung mit lebensmittelrechtlichen Vorschriften zur Überwachung von Zoonosen und Zoonoseerregern)

人獣共通感染症と人獣共通感染症のモニタリングのための食品規制。

⑨ 食品輸入規制(Lebensmitteleinfuhr-Verordnung)

動物の第三国からの起源と第三国から他の食品の製品の輸入及び輸送上の獣医検査の実施に関する規制。

⑩ 欧州共同体の食品法の規定を施行するための規制(食品規制の罰則や罰金の規定)Verordnung zur Durchsetzung lebensmittelrechtlicher Rechtsakte der

Europäischen Gemeinschaft (Lebensmittelrechtliche Straf- und Bußgeldverordnung) (LMRStV)

- ⑪ AVV 食品衛生(動物由来食品への優れた管理のためのガイドライン)
(Lebensmittelhygiene (AVV LmH))
動物由来食品の衛生規則遵守のためのガイドライン、及び、検査手順における一般的な管理に関する一般行政規制
- ⑫ AVV 人獣共通感染症の食物連鎖(AVV 人獣共通感染症の食物連鎖)(AVV Zoonosen Lebensmittelkette (AVV Zoonosen Lebensmittelkette))
食物連鎖に沿って人獣共通感染症と人獣共通感染症の薬剤の発生に関するデータの収集、分析及び公表に関する一般行政規制

(3)ドイツにおける食品衛生監視実務(ノルトライン＝ヴェストファーレン州(NRW 州)における管理体制について)

食品安全に関わる実務は、地方自治政府組織である各 16 州政府が実施している。州政府は州法の制定、EU 規則と連邦法の施行、消費者保護戦略の作成、農場から食卓に至るまでの監視等の業務を担い、責任を有している。

16 州のうち、ノルトライン＝ヴェストファーレン州(NRW 州)はオランダとベルギーに隣接したドイツ国内最も人口及び人口密度の高い連邦州である。NRW州では、食品衛生を州気候保護・環境・自然保護・消費者保護省が所掌しているが、同州は5つの行政地区に分かれ、さらに 53 の自治体に細分化され、それぞれに食品監査局が設置されており、食品の検査及びサンプリング等の監査が行われる。また、行政地区にはラボが配置されている。

州政府はリスクベースに基づき、半年ごとに検査監督計画をたて、食品監査局により食品製造施設販売等の施設に対するサンプリングと分析を行う。

検査は 10 万件/年実施される。そのうち 70%はリスクに基づいたサンプリング、30%は事由に基づいた強化サンプリングを実施する。(昨年はミルクのサルモネラ、野菜の O-157 に対し強化サンプリングを実施。)

今年度秋の重要管理ポイントは製品の温度管理、食肉に適さない部分の廃棄状況についてである。また、今年度は日本からの食品についての放射能検査も重要な管理ポイントであった。

輸入食品検疫に対しても州レベルで管理されている。ただし、ドイツでは輸出入業者は承認制度があり、BVL に登録されリスト化された業者だけが輸出入を行うことができる。また、食肉等に対する衛生証明書は、地方政府のうち、53カ所の政府が施設に対して発行している。

3. まとめ

ドイツにおける食品安全にかかわる行政は、原則、EU 規則に基づいて統制がなされている。

中央政府組織のうちリスク評価機関は、連邦食糧・消費者保護省 (BMELV) 管轄内の連邦リスク評価研究所 (BfR) が所掌している。当該機関は食品等の安全性の報告、政府や民間企業に指針を提供することであり、リスクコミュニケーション手段の開発向上も行っている。

また、リスク管理機関は、連邦食糧・消費者保護省 (BMELV) と連邦食糧・消費者保護省 (BMELV) の独立した研究機関である連邦消費者保護・食品安全庁 (BVL) である。

BMELV は食品安全の管理センターとしての役割を持ち、基準の制定等の他、16 州ある自治州政府が、同等の監視管理が行えるようにコミュニケーションを図るとともに各州が法令を遵守しているか確認している。実際の 16 州同士の統制は BVL が図っており、BMELV はそれを監督している。

BVL は動物用医薬品の最大残留基準 MRL の設定や遺伝子組み換え作物の生物学的解析等をおこない、データを提供することで BMELV に対し食品安全分野におけるサポートを行っている。

また RASFF (欧州迅速警報通報) の窓口業務も所掌しており、州政府から受けた情報を、欧州委員会や BMVEL に通報する役割を担っている。

4. 参考法令 (URL リンク)

- ① EU 法 (EU 共通) (EC) No 178/2002 一般食品法

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2002:031:0001:0024:EN:PDF>

- ② 食品・日用品・飼料法典 (Lebensmittel- und Futtermittelgesetzbuch)

<http://www.gesetze-im-internet.de/lfgb/>

- ③ 一般的な食品衛生法に基づく業務への条例 (Verordnung zur Durchführung von Vorschriften des gemeinschaftlichen Lebensmittelhygienerechts)

http://www.bgbl.de/Xaver/start.xav?startbk=Bundesanzeiger_BGBI&bk=Bundesanzeiger_BGBI&start=//%*5B@attr_id=%27bgbl107s1816.pdf%27%5D

- ④ 共同体食品衛生施行令 (Bekanntmachung der Begründung der Verordnung zur Durchführung von Vorschriften des gemeinschaftlichen Lebensmittelhygienerechts)

http://www.bmelv.de/SharedDocs/Downloads/Ernaehrung/Hygiene/LebensmittelhygienerechtDV/Begruendung.pdf?_blob=publicationFile

- ⑤ 食品衛生令 (Lebensmittelhygiene-Verordnung)

http://www.gesetze-im-internet.de/lmhv_2007/

- ⑥ 動物食品衛生規則 (Tierische Lebensmittel-Hygieneverordnung)
<http://www.gesetze-im-internet.de/tier-lmhv/>
- ⑦ 動物性食品監視規則 (Tierische Lebensmittel- Überwachungs verordnung)
http://www.gesetze-im-internet.de/tier-lm_v/
- ⑧ 食品規制と規制人獣共通感染症とその薬の監視 (Verordnung mit lebensmittelrechtlichen Vorschriften zur Überwachung von Zoonosen und Zoonoseerregern)
<http://www.gesetze-im-internet.de/zoonosev/index.html>
- ⑨ 食品輸入規制 (Lebensmitteleinfuhr-Verordnung)
<http://www.gesetze-im-internet.de/lmev/>
- ⑩ 欧州共同体の食品法の規定を施行するための規制 (食品規制の罰則や罰金の規定) Verordnung zur Durchsetzung lebensmittelrechtlicher Rechtsakte der Europäischen Gemeinschaft (Lebensmittelrechtliche Straf- und Bußgeldverordnung) (LMRStV)
http://www.gesetze-im-internet.de/lmrstv_2006/
- ⑪ AVV 食品衛生 (動物由来食品への優れた管理のためのガイドライン) (Lebensmittelhygiene (AVV LmH))
http://www.verwaltungsvorschriften-im-internet.de/bsvwvbund_09112009_329225270006.htm
- ⑫ AVV 人獣共通感染症の食物連鎖 (AVV 人獣共通感染症の食物連鎖) (AVV Zoonosen Lebensmittelkette (AVV Zoonosen Lebensmittelkette))
http://www.verwaltungsvorschriften-im-internet.de/bsvwvbund_10022012_3289026230009.htm

以上